

○江川委員長 ただいまより、経済建設常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、あべ委員から欠席する旨の届出があります。

なお、金谷委員から、旭川市議会委員会条例第13条の2第2項の規定により、オンラインによる方法で出席を希望する旨の届出があり、事前に本人の映像と音声を確認できていることから、出席委員と認めておりますので、御報告いたします。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、観光及びスポーツに関する事項についてを議題といたします。（1）花咲スポーツ公園再整備事業について、理事者から報告願います。

○菅原観光スポーツ部長 花咲スポーツ公園再整備事業につきまして、これまでの取組と今後について御説明申し上げます。

資料の1ページ目を御覧ください。花咲スポーツ公園再整備事業のこれまでの取組についてでございます。花咲スポーツ公園と、関連する事業である東光スポーツ公園に分けて表を整理しております。表の時系列に沿って御説明いたします。

花咲スポーツ公園再整備につきましては、令和6年3月に再整備の基本的な考え方をまとめた花咲スポーツ公園再整備基本構想を策定しております。基本構想につきましては、令和6年4月の常任委員会にも報告させていただいているところでございます。この基本構想に基づき、令和6年度から、総合体育館の建て替えによる新アリーナ整備に向けた花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の策定と、官民連携導入可能性調査に必要な作業に着手いたしました。令和6年12月には新アリーナ等基本計画の素案を取りまとめ、旭川市スポーツ推進審議会から御意見をいただき、案を作成し、令和7年1月の常任委員会へ報告後、本年1月23日からパブリックコメントを実施し、6人3団体から9件の御意見をいただいたところであります。また、本年1月の常任委員会では、官民連携導入可能性調査における市場調査の結果についても報告させていただいたところでございます。

本事業における官民連携手法の導入につきましては、本年1月に、庁内の検討会議である花咲スポーツ公園再整備事業におけるPFI導入検討会議において、事業者アンケート及びヒアリングから実施の可能性が確認できた、公共施設として整備運営するPFI等の事業手法においては、VFMについて確認ができた、民間施設として整備運営する方式においては、経済性が担保される可能性が確認できたとの調査結果を報告し、官民連携手法での実施が妥当との判断をされたところであり、これを踏まえて、官民連携手法により整備を行うこととし、具体の検討に進むことを意思決定しております。本年3月には旭川市スポーツ推進審議会を開催し、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画の策定について、さらに、花咲新アリーナとの役割分担を踏まえた東光スポーツ公園複合体育施設の基本計画の見直しについて、御意見を伺いました。

資料の2ページ目を御覧ください。審議会で議論を経て、花咲スポーツ公園新アリーナ等基本計画は3月に策定をしており、東光スポーツ公園の複合体育施設の基本計画見直しとともに、4月の常任委員会で報告をさせていただいたところでございます。東光スポーツ公園複合体育施設につきましては、基本計画の改定案に対するパブリックコメントを本年5月15日から実施し、4人から

5件の御意見をいただいたところでございます。これを踏まえ、旭川市スポーツ推進審議会での御議論をいただき、令和7年7月に改定を行っております。また、花咲スポーツ公園再整備事業の官民連携による事業実施に向け、事業方式の整理を進め、この整理内容について外部有識者も含めた事業者選定委員会において検討いただき、非保有方式による事業実施は妥当との御意見をいただいたところでございます。7月の常任委員会においては、この花咲スポーツ公園再整備の事業手法選定の考え方と、東光スポーツ公園の複合体育施設の基本計画の改定について御報告をさせていただいたところであります。これまでの取組は以上となります。

続きまして、花咲スポーツ公園再整備事業の今後の取組についてでございます。1点目は、花咲スポーツ公園再整備事業の事業者選定についてでございます。今後、外部有識者も含めた事業者選定委員会の意見も踏まえて、主として事業方式を決定した後、公募資料の案を公表し、事業者との対話や、それを踏まえた選定委員会の意見も踏まえ、公募資料を決定し、令和7年中には事業者募集を開始したいと考えております。令和8年度前半にかけて事業者からの提案内容について審査を行い、優先交渉権者を決定した後、議会の議決を経て事業契約を行う予定となっております。

続きまして、資料の3ページ目を御覧ください。今後の取組の2点目についてでございますが、花咲スポーツ公園再整備基本計画の策定についてでございます。再整備基本構想と既に策定いたしました新アリーナ等基本計画も踏まえた花咲スポーツ公園再整備基本計画の策定に向け、令和7年度につきましては、基本構想において機能見直しが必要とした施設について方向性を取りまとめるとともに、新アリーナと連携した既存施設の維持管理運営の在り方についても整理を行う予定でございます。全体の再整備基本計画につきましては、新アリーナ事業の事業者提案も踏まえ、令和8年度の策定を予定しております。今後も事業を進めていく過程において、本委員会に報告してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、御発言ありますでしょうか。

○金谷委員 それでは、今、花咲スポーツ公園再整備事業の御説明をいただきました。私たちは、今期の常任委員会では初めて先月御報告いただきまして、いろいろと疑問点があり、また、今回改めて御説明いただいたと思っております。何点かお聞きしていきたいと思えます。

まず、事業手法についてですけれども、基本計画で示されております中で、民設民営、この事業手法について、コスト削減効果が期待できるという表現があるわけですが、このコスト削減効果は建設コストであって、建設コスト以外にもかかるコストが必ず出てくると考えられます。委託料など、そういったコストはどのように考えているのか、またこれが事業全体を通してかなりの長期にわたった中で、実際にコスト高になる可能性がトータルであるのではないか、その点十分検討したのかお聞かせください。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 民設民営方式により建設コストの削減につながった場合においても、一定程度の公共的サービスの提供は求めることを想定しており、他都市の事例では、その利用時間分を確保し、その中で市民が利用できる環境を確保している例があります。そういった事例を参考として、本市に合った公共的サービスの在り方について検討してまいります。

○金谷委員 今の御説明ではですね、私がお聞きした建設コスト以外のコストについての説明は全く入っておりません。つまり、説明が今の段階ではできないということが分かります。

続きましてお聞きいたします。リスクの分担、リスク負担について、同じく、計画の事業手法の

比較の部分では、民間施設になるからという、市にリスクがない、そのような表現がありますけれども、それは考えられないと思われませんが、本当にはないですか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 リスクの分担につきましては、設計作業から運営段階の間、例えば不測の事態に対する対処におきまして、その責任を金銭的な部分も含めまして、どちらが担うかを明確化することとなりますが、一般的な解釈といたしましては、民設民営方式ではその事業者がリスクを負うこととなります。

ただし、新アリーナの整備につきましては、市としても、新たなにぎわい創出など、まちづくりの観点からも、継続的に安定した事業運営が望まれることから、事業者任せにするのではなく、共に協働していくことが必要であると考えているところでございます。

○金谷委員 今の答弁では十分とは思えません。リスクの分担が市にないという表現を、基本計画の中でしてしまっておりますよね。そういうことではなくて、共に協働していく必要がある、これは当然のことだというふうに思うんですね。不十分ではないかというふうに考えております。

続いて、次の質問にまいります。基本計画でもお示しいただきましたし、前回の、1か月前の常任委員会でもお聞きいたしました。PFI事業において、バリュー・フォー・マネーについて、お聞きをいたしました。今回お示しいただいた資料でもそうなんですけれども、15年、そして30年の期間でバリュー・フォー・マネーが出ていると。特に30年、長くなればなるほどバリュー・フォー・マネーは少なくなります。

しかし、現在の花咲の体育館を考えますと、築46年、今すぐ建て替えを計画したとしてもまだ数年かかるとしますと、50年は使うということになるんですね。50年は少なくとも期間として必要なのではないかと考えるのですが、なぜ50年のバリュー・フォー・マネーは出さないんでしょうか、お聞きいたします。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 事業期間につきましては、施設の性質やライフサイクルコスト、民間資金の回収期間やリスク分担などのバランスを考慮して設定するものでございまして、今回の調査におきましては、他都市の事例などを参考にしながら、BTOなどは15年、BTコンセッションでは30年と設定いたしましたし、VFMを算出し、比較検討を行ったところでございます。

50年などの長期間の設定ということになりますと、契約時に想定していなかった、追加の投資でありますとか、施設改修が後年時に必要となる場合があることなど、リスクの管理が難しいとされております。今後行うこととしております事業者選定手続の中で、適切な事業期間を設定し、提案を募集することを想定しておりますが、事業者の応募がなかった場合、あるいは提案された事業計画が一定の水準を満たしていなかった場合、一旦立ち止まることについて、事業者選定委員会におきまして有識者からの意見もいただいておりますので、有識者の御指摘及び事業者の提案を踏まえて、適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

○金谷委員 今の御答弁ですね、PFI事業における、契約期間が15年、そして30年、この2つは出すけれどもそれ以上は計算はしませんよというところで、実際の建物が50年以上使われる可能性が高い中で、これはちょっとなぜなんだろう。今お示しいただきましたけれどもね、いろいろな状況も変わってくる、長期になると。それは確かにそのとおりだと思いますけど、それにしてもね、これは長期になればなるほど管理運営費がコスト高になって、それが積み増しになってきま

すのでね、建設費用がなかったとしても逆転していくっていうのがPFI事業ですよ。そういうことを自治体もよく分かっていてなかなかここに手を出してこなかったのではないかとこのように考えております。

次の質問です。今回の導入可能性調査の結果について伺います。総合評価でアンケート回答が出ております。民間事業者の評価によりますとね、リース方式に対しては2つの事業者、民設民営の場合は1つの事業者が回答しているというふうに見えるわけですね。そうすると、実際のところ、これを動かしたときに手を挙げてくる事業者の数は非常に少ないのではないかと。そうなりますとね、事業者が限定されて随意契約のような形になり、競争原理が働かず、コスト削減効果というのはないのではないかと。このような考えはありませんか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 事業手法につきましては、アンケートは把握可能な実績などを参考に選定した事業者に対して行ったものでございまして、広く公募を進める手続の中では、アンケートが行われていない主体、いわゆる事業者が関心を持っている可能性があることは、現時点では否定はできないものと考えているところでございます。加えて、新アリーナに求めるプロフィットセンター機能、その機能を十分に発揮できるよう、経営の自由度、将来的な市の財政に与える影響の3つの視点で市の考え方をまとめ、これらの比較を踏まえまして、選定委員会において総合的な評価により、非保有方式が妥当と意見をいただいたところでございます。今後は委員会での意見も踏まえまして、事業方式の決定をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○金谷委員 次の質問です。リース方式、そして民設民営方式、この2点において財政支出が小さくなるという、そういった考え方は総合評価において、この金額は示されていないということになるんですよ。

PFIの場合はバリュー・フォー・マネーで、一応契約期間によりますけれども、それは示されることとなります。しかし、その先の、今回、新たなこの方式2つが出てきましたけれども、その場合、これは根拠が示せないのではありませんか。コストに対して、どの程度期待ができるんでしょうか。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 非保有方式のリース方式では、リース料、民設民営方式におきましては、求める公共的サービスの内容によるため金額はお示しはしておりませんが、非保有方式の優位性といたしましては、将来的な市の財政に与える影響が抑えられる利点があると考えているところでございます。なお、財政支出が小さくなることのみをもって総合判断をしているのではなく、新アリーナに求めるプロフィットセンター機能、その機能を十分に発揮できるよう経営の自由度の観点を踏まえて、総合判断したところでございます。

○金谷委員 今の御答弁にもありますように、コストについては、自治体の支出についてはあまり重要視はしないのだと。そういうことよりは、機能、そして経営の自由度、そういったところを重要視するんだっていう答弁なんですね。本当にそれで進めていいんでしょうかね。疑問が残ると指摘をして次に進みます。

リース方式、民設民営方式、先進事例もあるかと思っておりますけれども、その部分についてはまだまだ全国自治体の事例は非常に少ないのではないかと考えています。非保有方式は、これまで、旭川市の大型公共工事で、私、議員となって20数年やってきましたけれども、経験がありません。P

FIは、高台小一つありました。伺いたいんですけども、この手法というのは一体どこの発案なんでしょうか、お聞きいたします。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 国におきましても、公共施設の非保有手法に関する基本的な考え方を示しておりますが、厳しい財政状況の中、地方公共団体等が公共施設を最後まで保有することなく公共サービスを提供する公共施設の非保有手法は、有効な手法の一つと考えられているところです。

本市におきましても、大雪アリーナあるいは大成市民センターにつきましては、非保有方式の施設借り上げ方式によりまして管理運営を行っているところでございます。

○金谷委員 今、大雪アリーナ等の施設のことが出てきましたけれども、この部分との比較っていうのは果たしてね、今回の事業手法と同じでしょうか。新しいアリーナのこれからの事業手法に対して、前例となるのか。全く違うんじゃないか、そもそも考え方がですね、スタートがですね、それを指摘しておきたいというふうに思うんですけども、経営の自由度が非常に重要視されているんだということでありまして。そこでお聞きいたしますが、PFIとの違い、リース方式、民設民営ですけれども、手法の比較でどれほどの優位性があるのかお聞かせください。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 経営の自由度は、事業者が与えられた裁量の範囲内におきまして、ニーズに即したサービスの提供を速やかに柔軟に行うことができることなどを指しております。PFI手法の中では、運営権の設定が可能とされるコンセッションによる手法が自由度の高い手法とされております。現在進めております手続の中では、経営の自由度のほかに、新アリーナに求めるプロフィットセンター機能、将来的な市の財政に与える影響の視点での比較を踏まえて、選定委員会において3つの視点で優位性を踏まえた総合的な評価により、非保有方式が妥当との意見をいただいたと考えているところでございます。今後は、委員会での意見も踏まえまして、事業方式を決定してまいりたいと考えております。

○金谷委員 もうそろそろ最後になりますが、るる聞いてまいりました。コスト削減効果について、やはりどうしても、今、疑問のあるところですね。どの自治体でもかなり財政状況が厳しく、予算組みが遅れる等の自治体も出てきている中で、旭川市の、今回この部分も含めてですけれども、大型公共工事に対する事業手法の在り方、そしてコストの考え方、ここはもう非常に最も自治体運営をしていく上では重要な部分であると思うんですね。

様々な自由度ですとか、いい部分もあるというところは説明いただいているんですけども、それを超えてなお心配な点、やはりどれほどのコストが新しい手法によって、旭川市に影響を及ぼすのかどうか、その点についてもね、今日お聞きした中では、必ずしも説明がしっかりとされたというふうにはちょっと思えないということをお伝えしたいと思います。

まだまだ説明が不足であると思いますが、そういった中で、この新しい事業手法を早急に進めているというふうに見えるわけなんですけれども、その必要が果たしてあるのでしょうか。もう少し慎重に、しっかりと説明責任を果たすべきではないかと思いますが、お聞きしたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 今、金谷委員から御質問いただきました。まず運営コストについてでございますけれども、運営コストにつきましては、やはりこれからその事業者を公募していく中で、事業者の提案の中です、どういった提案がなされるかといったことを見極めながらですね、運営コストがどれだけ削減できるかということを検証してまいっているわけでございますが、この中で、課

長のほうからも答弁させていただきましたが、提案された事業計画が一定の水準を満たさないような場合につきましては、一旦立ち止まって対応するということが必要であるというふうに考えております。

また、事業の進め方が早急であるのではないかという御質問でございましたが、これまで旭川市 P F I 活用指針に基づき手続を進めて、事業手法については有識者からの御意見をいただき、その内容についてこれまで議会の皆様に御説明をさせていただき、質疑を行っていただいたところでございます。これまでの常任委員会等での質疑を踏まえるとともに、市としての事業手法の決定を今後進めるためのこれまでの進め方を踏まえますと、早急に進めているという認識を担当部局としては持っていないところでございます。

今後、早急に進めるということではなく、事業手法の決定だけでなく、皆様が利用できるようになるまでの様々な過程で、可能な限り幅広い御理解をいただけるように丁寧な説明に努めるとともに、計画性を持って行っていきたいと考えております。

○金谷委員 最後指摘で終わりたいと思います。

これ今お聞きしたようにですね、必ずしも早急に進めているという認識はないと、そこはちょっと一つ安心いたしました。この後の進め方の中でですね、今日全く示されなかったコストのどのくらいの違いが出てくるとか、そういう細かいところについては、必ず今後も常任委員会で報告をしながら、しっかりと今後禍根を残さないような事業の在り方、そして事業手法の決定に向けていただきたいということを申し上げて、私の質疑を終わりたいと思います。

○江川委員長 他に御発言ありますでしょうか。

○能登谷委員 私のほうも花咲スポーツ公園の再整備事業についてですね、伺いたいと思います。

今、金谷委員からお話ありましたが、コスト削減効果が明確でないというのは浮き彫りになったと思うんですね。私のほうは、その以前の意思決定のところからも、ちょっと基本的なことも含めて聞かせていただきたいなというふうに思います。

まず初めに、総合体育館の建て替え、これはいつ意思決定されたのかなあということが一つの疑問です。というのは、2021年、令和3年9月の選挙で今の今津市長が当選されましたけれども、市長の公約には特になかったのではないかなというふうに思います。それから2019年12月に改定された第8次総合計画にも載っていない。そうであれば、いつどのように意思決定されたのか伺いたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 総合体育館の建て替えにつきましては、令和6年3月に策定した花咲スポーツ公園再整備基本構想において、プロフィットセンター機能を有する多目的アリーナとして、建て替えの方針を示しております。

○能登谷委員 市長が当選された以降ということで、急に降って湧いたというふうな印象ですね。プロフィットセンターだとか、もうかる施設を造りましょうということで。公共施設の在り方としては、なかなか今までの考え方とかなじみがないなあと思っております。そういう中で、総合体育館の建て替えに対する市民合意はどのように図られてきたのかも伺いたいと思います。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 花咲スポーツ公園再整備基本構想につきましては、その案に対する意見提出手続を実施しており、令和6年2月15日から令和6年3月15日までの間に、個人から6件、団体から2件、合計8件の御意見をいただいております。

その中で、新アリーナに対する意見としては、興業的な利用について新文化会館整備との情報交換の必要性ですとか、花咲スポーツ公園以外での整備といった御意見もありましたが、大規模なスポーツ大会の開催や、プロフィットセンターの役割への期待をする御意見もいただいております。

○能登谷委員 パブコメの中身をちょっと見せていただきましたが、まずは、8件で非常に少ないというのが印象ですよね。しかも、物によってはスタルヒン球場とか東光ドリームスタジアムの両方に屋根をつけたらどうだっていうことで、直接このことには関わりない。

それからその新アリーナ基本構想の項目をずーっと載っているようなものもあれば、団体から意見があったものもあると思うんですが、1番と2番はですね、はっきりといろんな意見があって、市民文化会館とのすみ分け、使い勝手の問題、それからバドミントンやなんかの面が今の体育館では12面しか取れないので、もっと16面から18面必要だとかという具体的な意見もありました。

それ以外、だから本当に意見がたくさん寄せられたという感じはおよそしないものだと思うんですね。それで私、市民合意が図られたのかということを知りました。市民意見は少しあったということなんですけど、これで市民的な合意が十分図られたとお考えなのでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 パブリックコメント以外にもですね、附属機関であるスポーツ推進審議会に対しまして計画の素案を提案しまして、御意見を頂戴したところであります。パブリックコメント及び附属機関からの意見聴取ということで、市民意見はいただいたものというふうに思っております。

○能登谷委員 それでね、市民が余りよく知らないんですわ。最近になって2つとも、えっという感じで、そういう特殊なというか、審議会やなんかにかけたということなんですけど、それで十分な市民合意が図られたとは私言えないのではないかなというふうに思うんですね。

花咲新アリーナと東光スポーツ公園複合体育施設、計画2つということなんですけど、そもそも2つも必要なのかどうか、伺っておきたいと思います。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 これまでのスポーツ団体との意見交換、あるいは市民アンケートなどから、大会開催、それから市民の日常利用などのニーズに対しまして、現在も体育館が不足している状況となっておりますことから、花咲スポーツ公園再整備基本構想におきまして、東光スポーツ公園複合体育施設の合わせて2つの施設で市内のスポーツ需要を満たすことといたしまして、その役割分担を整理したところでございます。

○能登谷委員 ニーズはあるよということなんですけど、その中身はちょっとまた別のところで議論したいんですが、2つ必要だったとしてもね、一遍に2030年度に同時に2つ整備しなければならないというのはなぜなのでしょう。

○川原観光スポーツ部スポーツ施設整備課長 花咲スポーツ公園の総合体育館は建設から40年以上が経過しておりまして、一部、メインアリーナの部分でございますけれども、耐震基準に合っていない状況でございます。

本市は災害の少ない地域にございまして、これまで震度5以上の経験はございませんが、万が一これまで経験したことがないような地震が起きた際には、利用者の生命身体に影響を与えるリスクは拭えないものと考えております。

また、東光スポーツ公園につきましても、事業認可期間が令和12年度までとなっております。

なお、昨今の建設費の高騰、あるいは人材不足などから、施設整備にかかる費用は今後上昇し続けることが想定されますので、事業を先延ばしすることで、さらなる整備費用の増加が懸念される場所というふうに考えております。このため、花咲につきましては官民連携手法により整備すること、また東光につきましても今後の施設内容の見直しにより最大限事業費の圧縮に努めながら、旭川市におけるスポーツニーズ等に安全、安心な利用環境のもとで対応できるように目指してまいりたいと考えております。

○能登谷委員 確かにですね、震度5以上、ないけどもね、耐震基準に合っていないと言われると確かにね、心配だ。だけど、ほかにもいっぱいありますよね、旭川市の施設でね、文化会館もそうだと思うし、それなのにこれが何で急に降って湧いたっていうのがよく分からない。

今思い出したのは、忠別ダム作るときにですね、150年に一度の大雨に備えると言って、耐用年数は75年だったという冗談みたいな話がありましたけどね。それは余計なことですけど。それから、昨今の建設費の高騰、人材不足、だからって一度にやるっていう理由にはなっていないんじゃないかな。上がる前にみんなやっつけてしまえっていうんだったら、相当いろんなことしなきゃなんないですよ。かえって財政的な問題が生まれるんじゃないかと思うんですね。

一つは東光スポーツ公園、遅れた理由は何だったんでしょうか。2度も延長させていますよね。2030年はもう事業認可の期限だから、どうしても東光はやらなきゃなんないというふうにおっしゃっているんだろうと思うんですけど、遅れた理由は何でしょう。

○菅原観光スポーツ部長 計画の遅れについてでございますけれども、やはりその時々市の財政状況等を踏まえ、総合的に判断されたものだというふうに考えております。

○能登谷委員 結局、金なくてできなかったんですよ。それなのに、今度2つ一遍にやれっていうのがどうも意味が分かりません。今、金すごい潤沢にあるんですか、どうなんでしょう。

○菅原観光スポーツ部長 市の財政状況につきましては、引き続き厳しいものというふうに捉えておりますが、その中でも、花咲スポーツ公園の総合体育館、新アリーナにつきましてはできる限り民間との連携により、官民連携手法によりコストを抑えていきたいということ、また、東光スポーツ公園につきましても両施設の役割分担を踏まえて可能な限り建設内容を見直し、建設コストを削減するということが、事業費の確保を図ってまいりたいというふうに考えております。

○能登谷委員 結局ね、金ないから遅れてきた、それにもう一個つけるのは大変なので官民連携しかない、みたいな手法なんです、流れがね。

それで、そうだとすると、官民連携を進めると、先ほど金谷さんのお話の中でもあまり効果が高いというふうに思えなかったんだけど、官民連携を進めることで財政的な比較はどうなるのか、具体的にお示しいただきたいと思えます。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 昨年度実施いたしました導入可能性調査において、市場調査などから事業成立の可能性のある整備手法を選定し、従来の方式と比べて、PFIのほうが総事業費を将来にわたってどれだけ削減できるのかの割合を示すVFMの算定や、総合的な経済比較等を行っております。

VFMの算定につきましては、公共施設として整備運営するという同一の目的の事業手法を比較するために算定しており、新アリーナ単体で運営期間15年では、従来方式と比較して、DBOでは6.6%、BTOでは4.3%、BTコンセッションでは4.4%となっております。

また、B Tコンセッションでは、市場調査において長期の事業期間が求められており、ほかの事例も踏まえて30年間の運営期間でも算出しており、その数値は1.5%となっております。

なお、市が施設を保有しないリースや民設民営につきましては、市場調査におけるヒアリングを踏まえ、一定のリース料または使用料等の支払いを想定しておりますが、求める公共的サービスの内容により金額が異なるためお示ししておりませんが、非保有方式の優位性として、民間のノウハウを生かしやすい特徴による市民へのサービスレベルの向上とあわせて、将来的な市の財政に与える影響が抑えられる利点があると考えております。

○能登谷委員 それは先ほどの金谷さんの話の中でも、50年以上の比較がないということも大きな問題だと私も思います。

それからもう一つ、従来方式と非保有の比較が十分できているとは思えないんですが、最初の人にP F Iのいろんな種類、D B OとかB T OとかB Tコンセッションとの比較は従来とできているんですけど、従来方式と非保有の比較でいろんな検討というのはされているのでしょうか。

○大久保観光スポーツ部スポーツ施設整備課主幹 導入可能性調査におきましては、総合評価の中にもお示ししておりますけれども、従来手法と比較した中でP F Iの手法ですとか、それからリース、民設民営についての評価をしております。

その中で金額的なものっていうのは、V F Mという形では想定はしておりませんが、リース方式、それから民設民営につきましても、今後、求めるサービス量というのは、あわせて検討していくところではありますけれども、従来方式に比べてメリットがあるというふうに整理をしているところです。

○能登谷委員 そのときのね、非保有のときと、従来方式と、まあメリットがあるって言うんだけど、どれぐらいというふうに見ているんですか。それが何年ごとで、何年だったらどう違っているのは、それは比較されているんですか。

○菅原観光スポーツ部長 従来型と、それから非保有方式、それぞれの年数に応じたコストの比較というのはしておりません。

○能登谷委員 してないですよ。それから財源のことなんですが、今津市長は、国の予算を持ってきてね、やるような話もされていると思うんですが、しかし、非保有になると補助金はないと思うんですよ、率直に言って。それから、非保有になれば、例えば東光で入るような補助金、交付金、有利な起債、こういうものもないんじゃないかと思うんですけども、実際にあるかないかということと、東光の場合は補助金、交付金、有利な起債っていうのはどういうふうに展開されるのか伺っておきたいと思います。

○菅原観光スポーツ部長 非保有方式につきましては、建設コストにつきましては民間事業者が担うことになっておりますので、委員御指摘のとおり、補助金、交付金、あるいはその起債というものとはございません。一方、東光スポーツ公園の複合体育施設につきましては、従来型での建設を予定しているところがございますので、補助金、交付金あるいは起債といったものにつきまして、現時点においてどのような有利なものがあるのか、検討を進めているところでございます。

○能登谷委員 結局ですね、非保有の場合は補助金もいろんな有利な起債もないということになりますので、建設額そのものも上がると思われまして、それがいろいろ委託費・運営費で跳ね返ってくるだろうと。ましてや、民間のやることですから利益も取らないとやられてはいけませんよ。

だから、金利が不利だということもあるし、行政がやるような金利とは全然違いますからね、一般の会社が市中金融銀行、金融機関から借りるものとは。だから、それらを見てもですねなかなかいいことがあるのかどうかというのは難しいんじゃないかなというふうに思うんですね。

それから、民設民営でうまくいくように聞こえているんですが、本当にこれ運営できるのか。プロフィットセンターだとかって、もうかりませという施設を造りたいっていう中でね、やっつけられるのかどうかというの、あまり全国でも例がない中でどうなのかなというふうに思うんですが、その辺の見通しはどうでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 今、能登谷委員から御指摘いただきましたとおり、補助金、民設民営の場合の建設コストへの補助金等を充てることはできないということでございますけれども、その民間事業者の建設コストの回収につきましては、プロフィットセンターということで経営の自由度を高める中で収益を上げていくということで、建設コストを回収していくものというふうに捉えております。

事業手法につきましては、7月の常任委員会で報告をさせていただいた、プロフィットセンター機能の発揮と、将来の公共施設保有による市の財政に与える影響の観点から、公共が施設を持たない非保有方式による事業者募集というものを想定はしておりますが、事業者の応募がなかった場合ですとか、あるいは提案があってもその事業計画が一定の水準を満たさない場合につきましては、一旦立ち止まりまして、改めて施設を保有する方式を進めることを含めて、現在検討しているところでございます。

○能登谷委員 改めて聞きますけれどね、東光は国の事業認可の件もあるから、2030年度までにどうしてもやる必要があるというふうに思うんですけども。これまで2回も延長していますからね、今度やらないとなったら狼少年みたいなもので、国もほとんどあきらめるっていうことになると思うんですが、2030年度までにはどうしても東光はやりたいという整理でいいんですか。

○菅原観光スポーツ部長 スポーツ施設の利用確保、大会等の開催等の確保のためにもですね、現在の花咲の総合体育館だけでは賄い切れないというふうに考えておまして、そのため、東光スポーツ公園複合体育施設の計画が検討されたものというふうに理解をしております。

その中では、やはり東光スポーツ公園の複合体育施設につきましては、現在事業認可がおりております令和12年度までに建設を進めるべきものというふうに考えております。

○能登谷委員 そうであれば、花咲は2030年度、令和12年度までにやらなければならない、どうしてもそれだという理由は何ですか。

○菅原観光スポーツ部長 花咲スポーツ公園の総合体育館の耐震性がないということもありますので、できるだけ速やかに建て替えを行いたいということもございますけれども、一つのきっかけといたしまして、本市に籍を置いておりますプロバレーボールチームでありますヴォレアス北海道が現在国内のトップリーグでありますSVリーグで頑張っているところでございます。

このSVリーグにつきましては、2030年度までにホームアリーナを設けるということが基準になっているところであります。きっかけの一つとして、2030年、令和12年度の花咲スポーツ公園の新アリーナ建設ということもございますけれども、ヴォレアスのためということではありませんが、できるだけ速やかに新アリーナを建設してまいりたいというふうな考えから、このように至っているところでございます。

○能登谷委員 結局ですね、2030年度までの花咲のほうはね、今おっしゃっているようにヴォレアス北海道がバレーボールのプロリーグ、SVリーグに残るためには施設基準5千席以上ないと駄目だと、2030年度までしなさいという方針ですよ。それに合わせたということしかないと思うんですよ。ほかに理由がない、公約にもない、総合計画にもなかった、慌てて最近いろんな計画とか構想をつくり始めていますけども。

だから、結局ヴォレアスありき、2030花咲ありきでね、やっているんじゃないのかな。思わざるを得ませんよね。ほかに理由ないんだから。耐震がって言うけど、耐震ほかもない施設いっぱいありますから。そのためにですね、ヴォレアスありき、花咲ありきのために、2030ありきのために、財政的には当然無理だと、東光でさえ遅らせてきてやっという中でね、財政的に無理なので官民連携しかあり得ないということに飛びついているんじゃないでしょうか。

それも官民連携でいいのかどうかといえば、金谷さんも私も疑問に思うとおり、将来負担は膨れるんじゃないかと思います、率直に言って。金利も高い、それから民間なので当然もうけもオンしなければなりませんから、それらも含めた利用料とか委託料とか運営費を払わされるということになれば、市民の将来負担は必ず膨れ上がると思います。

さっきも聞いたように、東光は2030年国の認可なのでこれはほぼオーソライズされたものと言えますのでね、これは行かなければならないと思うんですよ。

だけど、花咲は降って湧いたものですよね。だから、2030でなくてもどうしても両方必要だというのであれば、十分な検討と市民合意を図って計画的に取り組むべきではないでしょうか。

○菅原観光スポーツ部長 花咲の新アリーナについてでございますけれども、2030年度、令和12年度の建設を目指しているところではございます。

ただ、これから策定いたしますどのような施設を要求するかといったような要求水準を定めていくわけでありまして、これに提案のあった事業者からの計画がこれに満たないような場合については、ちゅうちょなく一旦立ち止まりまして見直すということは想定しているところでございます。そういった意味では、2030年という一つの目標はございますけれども、必ずしもそれを目標として進めているということではなくて、後年次に市民負担を残さないように、しっかりと提案いただいた計画を見ながら、実効性のある計画であることを確認しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○江川委員長 それでは、ほかに御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいで結構です。

次に、2、建設に関する事項についてを議題といたします。(1)常磐公園プールの一時使用停止について、理事者から報告願います。

○富岡土木部長 常磐公園プールの一時使用停止について御報告申し上げます。配付させていただきました資料を御覧ください。

当該プールにつきましては、事前に清掃と点検を行った上で6月15日より利用を開始しておりますが、暑い日が続く多くの方に御利用いただく中、プール底面の防水層塗膜の一部が剥離している状態となり、7月25日に利用者から、幼児用プールで剥離した塗膜が原因で切り傷を負ったと

の連絡を受け、指定管理者に確認したところ、7月上旬にも一般用プールで同様の事案があったことを確認いたしました。

このため、安全を確保する観点から8月10日よりプールの使用を一時停止し、塗膜剥離の応急補修を行い、幼児用プールについては16日から利用を再開しております。

また、一般用プールにつきましては水量が多く、水温調整に時間を要するため、資料にはですね明日20日から利用再開予定としておりましたが、水温が適温となりましたので、本日より利用を再開したところでございます。

今回の補修措置はあくまで応急的なものであり、シーズン終了後に改めてプール槽の状況を確認し、塗装工事の実施を含め、次年度以降シーズンを通して安全に御利用いただくよう適切な対策を検討してまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○江川委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 ないようですので、次に、3、その他の(1)経済建設常任委員会行政視察の委員派遣についてを議題といたします。

配信しております委員派遣承認要求書(案)のとおり、記載の調査のため、議長に対し委員派遣の承認要求を行うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○江川委員長 それでは、そのように決定し、議長に委員派遣承認要求書を提出することといたします。

なお、やむを得ない事情など、都合により変更が生じた場合の取扱いについては、委員長に一任願うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○江川委員長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○江川委員長 ないようですので、それでは、本日の委員会は、これをもって散会いたします。

散会 午後1時58分